

事 務 連 絡
令和 3 年 11 月 17 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室
厚生労働省健康局健康課予防接種室
厚生労働省健康局結核感染症課

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）
の新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事業の継続について

平素より令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）につき
ご協力頂きお礼申し上げます。

新型コロナウイルスワクチンについては、令和 3 年 12 月 1 日から、希望する方に対
して追加接種（3 回目接種）を行うこととなっているところ、新型コロナウイルス感
染症緊急包括支援交付金のうち、新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事業につ
いて、今後の予定を下記のとおりお示しします。

※ かぎ括弧の記載は「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療
分）実施要綱」からの引用となります。

記

1. 「（9）時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」について

現在、「エ 留意事項」において「（ウ）令和 3 年 11 月までの期間中に行われる派遣
を対象にする。」とお示ししているところ、「（9）時間外・休日のワクチン接種会
場への医療従事者派遣事業」については、今後の追加接種においても当面の間継続し

て実施します。実施要綱については追って改正します。

2. 「(21) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業」について

「ウ 内容」に記載の各支援について以下のとおりとします。

(1) 「(ア) 大規模接種会場の設置等」について

都道府県による新型コロナウイルスワクチンの接種会場の設置、運営にかかる支援については、追加接種においても当面の間継続して実施します。

(2) 「(イ) 個別接種促進のための支援」について

個別接種促進のための支援については、12月以降も当面の間、継続して実施します。なお、週100回以上もしくは150回以上の接種を4週間以上行った場合と特別な接種体制を確保した場合の支援の期間については、差し当たって、「12月・1月」として12月5日から2月5日まで、「2月・3月」として2月6日から3月31日までを予定しています。実施要綱については追って改正します。

(3) 「(ウ) 職域接種促進のための支援」について

職域接種促進のための支援については、追加接種においても当面の間継続して実施します。

以上